

令和3年第4回

中津川市議会（定例会）議案

令和3年8月27日

令和3年第4回中津川市議会（定例会）議案目次

議第66号	中津川市個人情報保護条例及び中津川市手数料条例の一部改正 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
議第67号	中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
議第68号	中津川市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について・・・・・・ 8
議第69号	中津川市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
議第70号	中津川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
議第71号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・・・ 13
議第72号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・・・ 14
議第73号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・・・ 15
議第74号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・・・ 16
議第75号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・・・ 17
議第76号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・・・ 18
議第77号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・・・ 19
議第78号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・・・ 20
議第79号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・・・ 21
議第80号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・・・ 22

議第81号	財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
議第82号	工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
議第83号	工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
議第84号	工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
議第85号	訴えの提起について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
議第86号	中津川市過疎地域持続的発展計画について・・・・・・・・・・	29
議第87号	令和2年度中津川市水道事業会計資本剰余金の処分について	30

議第66号

中津川市個人情報保護条例及び中津川市手数料条例の一部改正について
中津川市個人情報保護条例及び中津川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように
制定するものとする。

令和3年8月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に
伴い、この条例を定めようとする。

中津川市個人情報保護条例及び中津川市手数料条例の一部を改正する条例

(中津川市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 中津川市個人情報保護条例(平成11年中津川市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第27条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「番号法第19条第7号」を「番号利用法第19条第8号」に改める。

(中津川市手数料条例の一部改正)

第2条 中津川市手数料条例(平成12年中津川市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表3の項を次のように改める。

3 削除				
------	--	--	--	--

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議第67号

中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年8月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務について個人番号の利用を可能とするため、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条
例

中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基
づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年中津川市条例第3
3号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

別表第1に次のように加える。

4 市長	中津川市福祉医療費助成に関する条例（令和3年中津川市条例第3号）による重度心身障害者並びに母子家庭等及び父子家庭に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第68号

中津川市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について
中津川市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

令和3年8月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

行政手続を簡素化することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、この条例を定めようとする。

中津川市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(中津川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年中津川市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員にあっては、教育委員会とする。以下本条及び次条において同じ。)に提出してからでなければその職務を行ってはならない。ただし、天災その他任命権者が定める理由がある場合において、職員が宣誓書の提出をしないでその職務に従事したときは、その理由がやんだ後速やかにすれば足りる。

別記様式中「㊟」を削る。

(中津川市消防団条例の一部改正)

第2条 中津川市消防団条例(昭和28年中津川市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第16条(見出しを除く。)を次のように改める。

第16条 新たに団員に任命された者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出しなければならない。

別記様式中「㊟」を削る。

(中津川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第3条 中津川市固定資産評価審査委員会条例(昭和38年中津川市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1人」を削る。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「押印」を削る。

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削り、同条第8項中「押印」を削る。

第9条第2項及び第12条第2項中「押印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第69号

中津川市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、次の者を
中津川市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和3年8月27日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市新町	横井 晃

議第70号

中津川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、次の者を中津
川市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和3年8月27日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市付知町	曾我 能昌

議第71号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和3年8月27日提出

中津川市長 青山 節 児

住 所	氏 名
中津川市落合	上田 さよ

議第72号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和3年8月27日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市坂下	早川 菅子

議第73号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和3年8月27日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市川上	林 和子

議第74号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和3年8月27日提出

中津川市長 青山 節 児

住 所	氏 名
中津川市加子母	梅田 時江

議第75号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和3年8月27日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市付知町	安彦 美智子

議第76号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和3年8月27日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市付知町	早川 久雄

議第77号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和3年8月27日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名	生 年 月 日
中津川市蛭川5211番地5	保方 多津美	昭和51年5月20日

議第78号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和3年8月27日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名	生 年 月 日
中津川市蛭川807番地	国枝 泰穰	昭和31年1月10日

議第79号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和3年8月27日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市山口	田中 恵子

議第80号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和3年8月27日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市神坂	島田 千寿

議第81号

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和3年8月27日提出

中津川市長 青山 節 児

- | | | |
|-------------|--------------|----|
| 1 財産の種別及び数量 | スクールバス（中型） | 2台 |
| 2 取得金額 | 28,744,160円 | |
| 3 取得の相手方 | 恵那市大井町2087番地 | |

いすゞ自動車中部株式会社

東濃支店 恵那サービスセンター

支店長 浅野 健一郎

議第82号

工事請負契約の締結について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和3年8月27日提出

中津川市長 青山 節 児

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 1 契約の目的 | (仮称)中津川市立新ふくおか小学校建設工事(建築主体工事) |
| 2 契約の方法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 1,662,100,000円 |
| 4 契約の相手方 | 中島・岡山特定建設工事共同企業体 |
- 代表構成員
- 中津川市加子母1005番地
株式会社中島工務店
代表取締役 中島 紀子
- 構成員
- 中津川市福岡685番地1
株式会社岡山工務店
代表取締役 岡山 彰宏

議第83号

工事請負契約の締結について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和3年8月27日提出

中津川市長 青山 節 児

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | (仮称)中津川市立新ふくおか小学校建設工事(電気設備工事) |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 277,200,000円 |
| 4 契約の相手方 | 中津川市手賀野647番地の6
ミリオン電工株式会社
代表取締役 板頭 和彦 |

議第84号

工事請負契約の締結について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和3年8月27日提出

中津川市長 青山 節 児

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | (仮称)中津川市立新ふくおか小学校建設工事(機械設備工事) |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 341,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 中津川市手賀野647番地の6
ミリオン電工株式会社
代表取締役 板頭 和彦 |

事実関係を調査した結果、乙の主張のとおり移転登記①及び移転登記②は無効な登記と判明したため、甲に対して、中津川市が支払った合計625,324円の返還を請求したが、現在まで返還がないため、訴えを提起するものである。

4 関係する土地

所 在 中津川市苗木字津戸
地 番 [REDACTED]
地 目 山林
地 積 144 m²

所 在 中津川市苗木字津戸
地 番 [REDACTED]
地 目 山林
地 積 199 m²

5 請求の趣旨

- (1) [REDACTED]は、中津川市に対し、金62万5324円及びこれに対する令和元年8月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は[REDACTED]の負担とする。

6 事件に関する取扱い及び方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果により必要がある場合は、上訴する。

議第86号

中津川市過疎地域持続的発展計画について

中津川市過疎地域持続的発展計画を別添のとおり定めたいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月27日提出

中津川市長 青山節児

議第87号

令和2年度中津川市水道事業会計資本剰余金の処分について

令和2年度において、水道事業用地を売却したため、その土地の財源として、資本剰余金（工事負担金に計上されていた金額）853,572円を処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月27日提出

中津川市長 青山節児

中津川市過疎地域持続的発展計画書

(令和3年度～令和7年度)

岐 阜 県 中 津 川 市

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	4
(3)	行財政の状況	8
(4)	地域の持続的発展の基本方針	9
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	9
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	9
(7)	計画期間	10
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	10
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	11
(1)	現況と問題点	11
(2)	その対策	11
(3)	公共施設等総合管理計画との整合	12
3	産業の振興	12
(1)	現況と問題点	12
(2)	その対策	13
(3)	事業計画	15
(4)	産業振興促進事項	16
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	16
4	地域における情報化	16
(1)	現況と問題点	16
(2)	その対策	16
5	交通施設の整備、交通手段の確保	17
(1)	現況と問題点	17
(2)	その対策	17
(3)	事業計画	18
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	18

6	生活環境の整備	18
(1)	現況と問題点	18
(2)	その対策	19
(3)	事業計画	20
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	20
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	21
(1)	現況と問題点	21
(2)	その対策	22
(3)	事業計画	24
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	24
8	医療の確保	25
(1)	現況と問題点	25
(2)	その対策	25
(3)	事業計画	25
9	教育の振興	25
(1)	現況と問題点	25
(2)	その対策	26
(3)	事業計画	27
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	27
10	集落の整備	28
(1)	現況と問題点	28
(2)	その対策	28
(3)	事業計画	28
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	28
11	地域文化の振興等	29
(1)	現況と問題点	29
(2)	その対策	29
(3)	事業計画	30
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	30

12	再生可能エネルギーの利用の推進	30
(1)	現況と問題点	30
(2)	その対策	30
(3)	事業計画	30
13	事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業	31

中津川市過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 中津川市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

中津川市は、岐阜県美濃地方の東端に位置し、北は下呂市、東は長野県、西は恵那市及び加茂郡、南は恵那市に接している。平成 17 年 2 月 13 日、長野県木曾郡山口村及び恵那郡北部 6 町村の 7 町村と合併し、南北約 50 km、東西約 25 km、総面積 676.45 km²の広大な中津川市が誕生した。地形としては飛騨山脈、木曾山脈に挟まれ、山々を縫うように流れる木曾川とその支流、その流れに沿うように集落が連なる中山間地域であり、総面積 676.45 km²のうち森林面積は 527.31 km²で構成比は 77.95%、農用地面積は 39.07 km²で構成比は 5.78%となる。

気候は、内陸型高冷地気候に属し、年平均気温は 14℃前後であり、市の南北で 3℃程度の気温差がある。年間降水量は 1,600 mm前後で、冬季は夏季の約 3 分の 1 の降水量で冷え込みの厳しさと比べ降雪は少ない気候と言える。

古くは、東山道、中山道、飛騨街道などの交通の要衝として栄え、中核工業団地の完成により企業も多数立地し、商工業都市として成長してきた。一方、豊かな自然環境のなかで、広大な森林から算出される東濃椴を代表として、優れた農産物などを算出する農林業地域でもあり、地場産業の盛んな都市である。

平成 27 年度の国勢調査（以下「H27 国調」という。）の年齢 3 区分別人口は 15 歳未満が 10,320 人（13.1%）、15～64 歳が 43,890 人（55.6%）、65 歳以上が 24,383 人（30.9%）、不詳が 290 人（0.4%）である。産業別就業者数は第一次産業が 2,153 人（5.4%）、第二次産業が 15,860 人（39.5%）、第三次産業が 20,873 人（52.1%）、分類不能の産業は 1,207 人（3.0%）である。

イ 中津川市における過疎の状況

H27 国調では世帯数 28,438 戸、人口 78,883 人となっており、昭和 40 年からの人口の推移をみると 174 人の増加で、平成 17 年からの 10 年間で 5,197 人、約 6.2%の減少となっている。

中津川市の過疎地域は、平成 17 年 2 月 13 日の合併で長野県からの越県合併となった旧山口村及び旧恵那郡坂下町の区域である。

旧山口村の区域は、中津川市の東部で長野県との県境に位置し、市中心部とは国道 19 号及び主要地方道中津川南木曾線により結ばれている。総面積は 24.67 km²で市全体の 3.65%にあたり、その 75.1%は山林となっている。また、人口は 1,723 人（H27 国調）で市全体の約 2.2%にあたる。

集落は、東部の山岳から木曾川に向かい西に傾斜した山口地区と南西に傾斜した馬籠地区に分かれ、居住地の標高は 300m から 750m に及んでいる。

馬籠地区には、中山道木曾 11 宿の南玄関である馬籠宿と藤村記念館（島崎藤村の生家）があり、昭和 40 年以降観光地として発達し年間 58 万人の観光客が訪れている。

旧山口村の区域の過疎法適用は昭和 55 年制定の過疎地域振興特別措置法からであるが、

過疎地域自立促進特別措置法（以下「旧過疎法」という。）の施行に伴い、平成12年度から一時過疎地域の要件に該当しない市町村（特定市町村）となったが、平成12年国勢調査（以下「H12国調」という。）結果から、再度過疎地域の要件に該当することとなった。令和3年4月施行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」という。）においては過疎地域の要件に該当しない地域となったが、経過措置の適用を受けることとなった。

これまで、過疎対策として交通通信施設、産業振興施設、生活環境施設、教育文化施設、高齢者対策施設等の整備を推進した結果、昭和55年以降現在まで極端な人口減少は食い止めている。これは中津川市内に多くの就業地があることや名古屋圏への通勤が可能という条件も幸いしているものと思われる。しかし、依然として少子高齢化が進んでおり、高齢者のみの世帯や未婚者が増加し続けている。

また、民宿、土産品店、食堂等による観光事業は若者の定着に貢献してきたが、宿泊客の減少により民宿等の廃業が進んでいる。新たな観光産業の拠点として整備を進めた道の駅「賤母」では、年間約17万人の来客があり雇用拡大につながったほか、農産物直売や、農産物加工品の販売により農業活性化にも寄与している。

さらに、地形的条件から道路、ほ場など、生活や産業の基盤整備が立ち遅れているが、下水道については計画区域の整備が終わり、他の区域も合併浄化槽による処理が進んでいる。

昭和63年に始まった地域おこしイベント「ふるさと馬籠ごへー祭り」は、平成24年度で終了した。現在は地域イベント「ごへー祭り」と「街道祭り」を開催している。このイベントは集客効果が高く、都市住民との交流を通して地域住民が自信を深めるなど、ふるさととして他に誇れる地域という住民意識も生まれている。

旧坂下町の区域は、中津川市の東部、長野県との県境に位置し、木曾川中流右岸に接し、東西に5km、面積29.77km²で、地区内には木曾川、川上川、外洞川が流れ、約75%が森林で占められている。また、人口は4,690人（H27国調）で、市全体の約5.9%にあたる。

標高は海拔326mから945mであり、高峰山、後山などに囲まれた溪谷盆地である。市街地は木曾川をつくる河岸段丘上に形成され、木曾川から北西方向へ約70kmに及ぶ「阿寺断層」が伸びている。古くから飛騨、木曾、伊那を結ぶ交通の要衝として、農林業とともに商業や工業が発展してきたまちである。

JR中央線坂下駅を中心に住宅・商店が集まっており、半径500m以内に公共的な施設や商業施設が集中し、巡回バスも走行するコンパクトな街である。

木曾桧、東濃桧の主産場の中間にあり、製材、木材加工、木製品製造など林業に関係した事業所が多く存在している。商業施設が駅周辺に集積していたが、道の駅や隣接する共同店舗等の整備により、駅前の空き店舗が増加傾向にある。工業は小規模な製造業が多くあり、農業は中山間地の特徴を生かした野菜づくりなどが盛んである。近年は自然公園でそばの栽培を行い、同地区の道の駅レストランにて提供する「地産地消」に取り組んでいる。観光では、全日本フォークジャンボリーの開催された栂の湖をはじめ、一箇所のそばの作付面積では岐阜県最大級の栂の湖自然公園、岐阜県重要無形民俗文化財にも指定されている花馬祭りなど、自然や文化を活かした観光振興に取り組んでいる。

【過疎地域 位置図】



ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、及び社会経済的発展の方向の概要

旧山口村、旧坂下町の両区域とも基幹産業は農業と観光であるが、いずれも兼業化が進み、他の第2次及び第3次産業への就労が増加している。特にこの区域は古くから中京経済圏との関わりが深く、合併前から当市の中核工業団地に立地する企業に就労する住民も多い。

こうした状況からベッドタウンとしての役割は今後も進展すると思われるが、両区域が持続的に発展していくためには、地場の文化と経済力を高める必要がある。

これまで、区域内の道路や水道・下水道など生活インフラのほか、公民館、デイサービスセンター、総合グラウンドなどの福祉・文化施設の整備事業を積極的に推進するとともに、近年は中山道馬籠宿や椈の湖をはじめとした観光施設や道の駅「賤母」、「きりら坂下」、特産品製造販売施設の整備、イベント開催など産業振興事業も展開し、観光地としての魅力の向上に努めてきた。

この方向は今後も変わらないものであるが、立地条件を活かして、旧恵那郡北部町村区域をはじめとする市内の各区域、特に神坂地区、川上地区を含めた「みやさか地区」で連携しつつ、近隣の恵那市、下呂市、また、木曾地域をはじめとする長野県とのつながりをより強化し、広域観光の展開や、地域づくりを進めていくものとする。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人 口

中津川市の人口（合併区域の人口を含んだ総人口）は、昭和 35 年に 82,747 人であったものが昭和 45 年にかけて 3.8%減の 79,593 人に減少したが、その後は緩やかな増加傾向が続き、平成 7 年には 7.3%増（対昭和 45 年比）の 85,387 人に増加した。しかし、H27 国調では 78,883 人となり、平成 12 年度以降は減少傾向が続いている。

旧山口村の区域の人口は、昭和 35 年の 2,770 人から徐々に減少傾向が続いている。昭和 50 年（2,204 人）から平成 7 年（2,127 人）まではほぼ横ばい状態できたが、平成 12 年以降は減少傾向が続き、平成 27 年には 1,723 人となった。平成 27 年の年齢階層別人口をみると、0～14 歳階層では 180 人（構成比率 10.4%）、15～64 歳階層でも 925 人（構成比率 53.7%）まで減少し、65 歳以上階層の高齢人口は 618 人（構成比率 35.9%）に増加している。

旧坂下町の区域の人口は、昭和 50 年の 6,362 人から徐々に減少傾向が続き、平成 27 年には 4,690 人、昭和 50 年と比較し 26.3%減と大きく減少した。平成 27 年の年齢階層別人口をみると、0～14 歳階層では 543 人（構成比率 11.6%）、15～64 歳階層でも 2,407 人（構成比率 51.3%）まで減少し、65 歳以上階層の高齢人口は 1,733 人（構成比率 37.0%）に増加している。

今後の見通しとしては、リニア中央新幹線の開業や移住・定住施策、産業振興施策等による人口増を見込むものの、少子高齢化が進む現状では、自然動態での人口減少が大きく、全体としては人口減少が進展すると予測される。

イ 産 業

中津川市の平成 27 年産業別就業者数は第一次産業が 2,153 人（5.4%）、第二次産業が 15,860 人（39.5%）、第三次産業が 20,873 人（52.1%）、分類不能の産業は 1,207 人（3.0%）で、第二次及び第三次産業の占める割合が大きい。

旧山口村、旧坂下町の区域でも産業別の占める割合は本市全域の割合とほぼ同じである。

同区域の就業人口は人口減少とともに減少しているが、第一次産業就業者が農業の兼業化とともに減少してきたことに対し、第二次及び第三次産業就業者の構成比は増加している。

今後の見通しとしては、これまでと同様に第一次産業就業者の割合が減少するのに対して第二次及び第三次産業就業者の割合は増加するものと見込む。

表1-1(1)人口の推移(国勢調査)【中津川市全体】

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人		人	%	人	%	人	%	人	%
	82,747		80,736	△ 2.4	79,593	△ 1.4	82,238	3.3	83,359	1.4
0歳～14歳	26,846		22,301	△ 16.9	20,071	△ 10.0	19,922	△ 0.7	19,454	△ 2.3
15歳～64歳	49,929		51,821	3.8	52,081	0.5	53,724	3.2	54,264	1.0
うち15歳～29歳(a)	18,670		18,521	△ 0.8	17,520	△ 5.4	17,345	△ 1.0	15,307	△ 11.7
65歳以上(b)	5,899		6,614	12.1	7,450	12.6	8,592	15.3	9,820	14.3
(a)/総数	%		%		%		%		%	
若年者比率	22.6		22.9	-	22.0	-	21.1	-	18.4	-
(b)/総数	%		%		%		%		%	
高齢者比率	7.1		8.2	-	9.4	-	10.4	-	11.8	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	84,379	1.2	84,410	0.0	85,387	1.2	85,004	△ 0.4	84,080	△ 1.1
0歳～14歳	18,301	△ 5.9	15,998	△ 12.6	14,460	△ 9.6	13,085	△ 9.5	12,100	△ 7.5
15歳～64歳	54,712	0.8	54,917	0.4	54,331	△ 1.1	52,614	△ 3.2	50,751	△ 3.5
うち15歳～29歳(a)	14,327	△ 6.4	14,747	2.9	15,053	2.1	14,517	△ 3.6	12,988	△ 10.5
65歳以上(b)	11,366	15.7	13,495	18.7	16,596	23.0	19,305	16.3	21,229	10.0
(a)/総数	%		%		%		%		%	
若年者比率	17.0	-	17.5	-	17.6	-	17.1	-	15.4	-
(b)/総数	%		%		%		%		%	
高齢者比率	13.5	-	16.0	-	19.4	-	22.7	-	25.2	-

区分	平成22年度		平成27年度	
	実数		実数	
総数	人	%	人	%
	80,910	△ 3.8	78,883	△ 2.5
0歳～14歳	11,086	△ 8.4	10,320	△ 6.9
15歳～64歳	47,053	△ 7.3	43,890	△ 6.7
うち15歳～29歳(a)	10,843	△ 16.5	10,093	△ 6.9
65歳以上(b)	22,489	5.9	24,383	8.4
(a)/総数	%		%	
若年者比率	13.4	-	12.8	-
(b)/総数	%		%	
高齢者比率	27.8	-	30.9	-

※H22年、H27の総数が合わないのは年齢不詳人口があるため

表1-1(1)人口の推移(国勢調査)【山口・坂下地区】

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人		人	%	人	%	人	%	人	%
	9,127		8,566	△ 6.1	7,996	△ 6.7	7,375	△ 7.8	6,413	△ 13.0
0歳～14歳	-		-	-	1,190	-	934	△ 21.5	723	△ 22.6
15歳～64歳	-		-	-	5,237	-	4,170	△ 20.4	3,332	△ 20.1
うち15歳～29歳(a)	-		-	-	1,302	-	990	△ 24.0	709	△ 28.4
65歳以上(b)	-		-	-	1,569	-	2,271	44.7	2,351	3.5
(a)/総数	%		%		%		%		%	
若年者比率	-		-	-	16.3	-	13.4	-	11.1	-
(b)/総数	%		%		%		%		%	
高齢者比率	-		-	-	19.6	-	30.8	-	36.7	-

※H27の総数が合わないのは年齢不詳人口があるため

表1-1(1)人口の推移(住民基本台帳)【中津川市全体】

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 86,078	-	人 85,447	-	% △ 0.7	人 83,127	-	% △ 2.7
男	41,633	48.4%	41,372	48.4%	△ 0.6	40,285	48.5%	△ 2.6
女	44,445	51.6%	44,075	51.6%	△ 0.8	42,842	51.5%	△ 2.8

区分	平成27年3月31日			平成31年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民を除く)	人 80,201	-	% △ 3.5	人 76,856	-	% △ 4.2
男 (外国人住民を除く)	39,015	48.6%	△ 3.2	37,487	48.8%	△ 3.9
女 (外国人住民を除く)	41,186	51.4%	△ 3.9	39,369	51.2%	△ 4.4
参考						
男(外国人住民)	379	41.8%	-	833	51.1%	119.8
女(外国人住民)	528	58.2%	-	797	48.9%	50.9

区分	令和2年3月31日		
	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民を除く)	人 75,999	-	% △ 1.1
男 (外国人住民を除く)	37,130	48.9%	△ 1.0
女 (外国人住民を除く)	38,869	51.1%	△ 1.3
参考			
男(外国人住民)	956	51.2%	14.8
女(外国人住民)	910	48.8%	14.2

表 1-1 (2) [中津川市の人口の長期的な見通し]

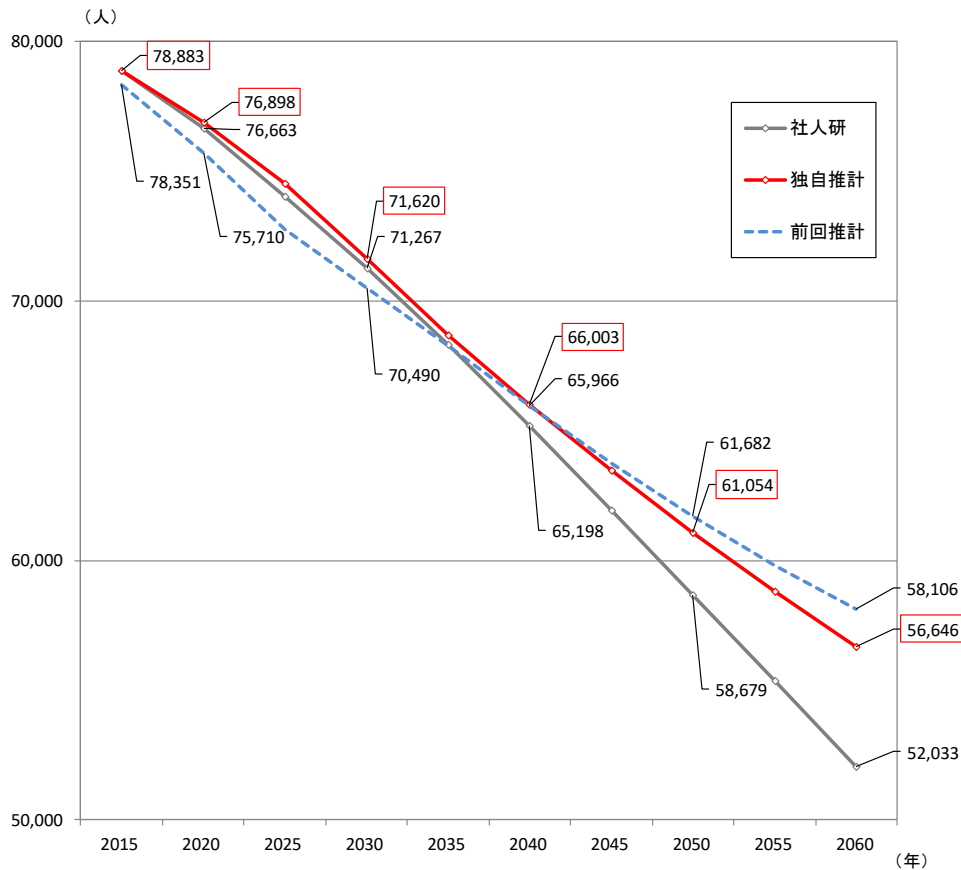


表1-1(3)産業別人口の動向(国勢調査)【中津川市全体】

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 40,519		人 41,014	% 1.2	人 43,616	% 6.3	人 41,705	% △ 4.4	人 42,518	% 1.9
第一次産業 就業人口比率	18,504 45.7%		16,005 39.0%	△ 13.5	14,231 32.6%	△ 11.1	9,918 23.8%	△ 30.3	6,959 16.4%	△ 29.8
第二次産業 就業人口比率	10,866 26.8%		12,660 30.9%	16.5	15,459 35.4%	22.1	16,357 39.2%	5.8	18,277 43.0%	11.7
第三次産業 就業人口比率	11,149 27.5%		12,349 30.1%	10.8	13,926 31.9%	12.8	15,430 37.0%	10.8	17,282 40.6%	12.0

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 43,267	% 1.8	人 44,032	% 1.8	人 45,025	% 2.3	人 43,633	% △ 3.1	人 42,620	% △ 2.3
第一次産業 就業人口比率	5,797 13.4%	△ 16.7	4,192 9.5%	△ 27.7	3,336 7.4%	△ 20.4	2,833 6.5%	△ 15.1	2,737 6.4%	△ 3.4
第二次産業 就業人口比率	19,503 45.1%	6.7	20,738 47.1%	6.3	20,494 45.5%	△ 1.2	19,191 44.0%	△ 6.4	17,646 41.4%	△ 8.1
第三次産業 就業人口比率	17,967 41.5%	4.0	19,102 43.4%	6.3	21,195 47.1%	11.0	21,609 49.5%	2.0	22,237 52.2%	2.9

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 38,754	% △ 9.1	人 40,093	% 3.5
第一次産業 就業人口比率	1,948 5.0%	△ 28.8	2,153 5.4%	10.5
第二次産業 就業人口比率	15,347 39.6%	△ 13.0	15,860 39.5%	3.3
第三次産業 就業人口比率	20,210 52.1%	△ 9.1	20,873 52.1%	3.3

※H22年、H27年の総数が合わないのは分類不能の産業があるため

(3) 行財政の状況

中津川市は中核工業団地を擁し、モノづくりの街として発展してきた。令和元年度の財政力指数は0.50と県下の平均を下回っており、こうした厳しい財政状況を抱えた状態で合併していることから、区域としての自立性の観点から捉えると、重点的・効率的な行財政運営はもちろん、経済活動に活力を与える施策が一層重要になっている。同時に、事務事業の改善などの行政改革や、施策の内容に応じた国・県制度などの有効活用を積極的に推進する必要がある。

表1-2(1)財政の状況

(単位:千円)

区分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	41,830,184	42,156,194	39,711,483	44,314,672
一般財源	25,275,494	26,004,972	27,048,227	23,392,571
国庫支出金	1,822,786	3,925,818	3,613,904	4,345,159
都道府県支出金	1,983,557	4,136,240	2,460,875	2,563,718
地方債	5,061,200	3,805,959	2,479,000	4,753,590
うち過疎対策事業債	115,000	91,200	0	38,900
その他	7,687,147	4,283,205	4,123,215	6,676,039
歳出総額 B	38,243,726	39,220,688	36,556,371	39,578,985
義務的経費	16,694,510	18,521,769	16,358,312	15,522,824
投資的経費	4,164,099	6,571,536	4,252,985	7,990,569
うち普通建設事業	4,095,064	6,429,339	4,218,146	7,864,802
その他	17,385,117	14,127,383	15,945,074	16,065,592
過疎対策事業費	232,636	131,336	0	39,961
歳入歳出差引額C(A-B)	3,586,458	2,935,506	3,155,112	4,735,687
翌年度へ繰越すべき財源 D	121,465	341,434	330,772	523,833
実質収支 C-D	3,464,993	2,594,072	2,824,340	4,211,854
財政力指数	0.465	0.514	0.493	0.506
公債費負担比率	17.8	18.9	13.6	12.0
実質公債費率	-	-	9.4	9.2
起債制限比率	11.3	9.2	-	-
経常収支比率	82.4	83.4	85.2	90.1
将来負担比率	-	-	-	5.8
地方債現在高	52,348,918	43,025,845	36,683,936	34,405,245

表1-2(2)主要公共施設等の整備状況【中津川市全体】

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市長村道					
改良率(%)	14.7	41.4	49.2	53.0	55.2
舗装率(%)	19.2	80.4	86.3	87.6	89.6
農道					
延長(m)	-	-	-	237,005	230,668
耕地1ha当たり農道延長(m)	32.2	36.1	45.4	-	-
林道					
延長(m)	-	-	-	509,000	513,133
林野1ha当たり林道延長(m)	8.1	11.3	14.6	-	-
水道普及率(%)	75.9	92.1	98.2	98.2	99.2
水洗化率(%)	0.1	3.5	50.4	89.3	83.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	4.6	5.5	5.4	6.7	6.1

(4) 地域の持続的発展の基本方針

平成 27 年 3 月に策定した「中津川市総合計画（平成 27 年度～平成 38 年度）」に基づき、将来都市像「かがやく人々 やすらげる自然 活気あふれる 中津川」を実現するために、「人々がかがやくまち」「やすらぐ自然につつまれたまち」「活気あふれるまち」の 3 つの理念を掲げ、リニアのもたらす効果を最大限活かす産業や観光振興はもちろんのこと、「住んでよかった」、「住んでみたい」と思っただけのように、教育、医療、福祉の充実、地域における人材育成など、行政、市民、地域、企業、各種団体などとともに取り組む。

このような基本方針の中、過疎地域における地域の特性を活かして魅力的な地域づくりを進める。

旧山口村の区域の基本施策を次のとおりとする。

- ・豊かな自然や農村景観と市中心市街地への近接性を活かした移住・定住の促進
- ・中山道馬籠宿を核とした観光振興
- ・観光と連携した農業の振興

旧坂下町の区域の基本施策を次のとおりとする。

- ・豊かな自然と生活利便性の高さを活かした移住・定住の促進
- ・椈の湖を中心とした自然環境を活かした観光振興
- ・豊かな自然と恵まれた森林資源を活かした産業の振興

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

<人口に関する目標>

令和 7 年度末人口 74,529 人【中津川市全体】

<その他>

中津川市での暮らしやすさ 76.8%

中津川市への誇りや愛着 77.4%

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

<人口に関する目標>

出生率は「中津川市人口ビジョン（平成 27 年 10 月策定、令和 2 年 3 月改訂）」における人口推計値と同じく国・県と同じ数値を採用し、移動に関しては「中津川市総合計画（平成 27 年度～令和 8 年度）」において、転入人口を 2%程度増やし、転出人口を 2%程度抑制することとしているため、この仮定値を採用する。

各年度末での住民基本台帳の人口を確認し評価を行う。

<その他>

「中津川市総合計画（平成 27 年度～令和 8 年度）」では、事業実施計画の評価のための市民意識調査結果を採用している。「中津川市での暮らしやすさ」は平成 30 年度の 70.9%、令和 2 年度の 72.6%の上昇率を参考に目標値を設定した。「中津川市への誇りや愛着」は平成 30 年度が 77.4%、令和 2 年度が 74.2%と減少したため、平成 30 年度の数値を目標値に設定した。

定期的（概ね隔年）に実施する市民意識調査により評価を行う。

(7) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や維持・管理等については、中津川市公共施設等総合管理計画（平成28年9月策定。以下「公共施設等総合管理計画」という。）に定める次の方針との整合を図りながら必要な事業を適正に実施する。

なお、本計画に記載した事業は、公共施設等総合管理計画に適合している。

- ア 体制構築と情報共有の方針
 - ・全庁的取組体制の構築
 - ・情報の共有と一元管理
 - ・管理体制の構築
- イ 維持管理・修繕・更新の方針
 - ・予防保全の導入
 - ・ライフサイクルコストの削減
 - ・事業量の平準化と財政計画との整合
 - ・リスク評価を取り入れた優先順位の設定
- ウ 点検・診断の方針
 - ・継続的な保全体制の構築
 - ・管理者による日常的な点検
- エ 耐震化の方針
 - ・災害対策拠点等の優先的対応
 - ・内部及び周辺設備の耐震化
- オ 長寿命化の方針
 - ・長寿命化の実施手法
 - ・長寿命化対象施設の選定
- カ 安全確保の方針
 - ・予防保全・災害対策・長寿命化による安全確保
 - ・バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
- キ 統廃合と保有量適正化の方針
 - ・公共建築物の統廃合
 - ・公共建築物の複合化・集約化・転用の推進
 - ・事業実施のための地方債特例措置の活用
 - ・国有財産・県有財産の有効活用
 - ・インフラ施設の効率化
- ク 民間の活用と公民連携
 - ・公共建築物の民間・地域移譲
 - ・指定管理者制度、業務委託の積極的活用

- ・PFIによる公共施設等の整備と運営
- ・民間施設との連携

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

- ・人口の流出と少子高齢化の進展、地域経済の低迷などにより、地域コミュニティの活力や住民自治機能の低下が懸念されている。
- ・ICT（情報通信技術）の進展、産業構造・就業構造の変化などを背景として、世代間の交流機会の減少、地域内のつながりの希薄化が進んでいる。
- ・高齢化の進展に伴い増加する高齢者の生活不安への対策、災害や犯罪などへの対策も一層重要になっている。
- ・中山間地域においては、深刻な過疎化と超高齢化に悩む集落も少なくなく、コミュニティ機能を維持し続けることが困難な集落等が現れつつある。
- ・地域コミュニティの人口減少と高齢化時代の中で住民自治機能を維持していくためには、市民一人ひとりの自治・協働の意識を高めるとともに、地域リーダーの育成、後継者の育成、女性や若者の参画などによる自治組織活動の活性化が求められている。
- ・生涯現役社会を目指す中にあることは、高齢者も経済活動や地域づくりの主役として活躍することが求められていることから、地域社会の変化に柔軟に対応でき、すべての世代をつなぎ、参画できる地域運営の仕組みを構築することが求められている。

(2) その対策

<移住・定住>

普段の地域の暮らしの充実、雇用環境、起業家支援、子育て、医療、教育、開かれたコミュニティづくり、おもてなしの充実など、総合的な対策が必要になることから、関連施策を横断的に推進していくことのできる全庁的な体制づくり、関係団体との連携強化を図りながら、効果的な施策を展開しなければならない。

さらに、都市部での移住相談の機会についても、リニア駅等開業を見据えて移住希望者の広域化が進むことも期待されるため、中京圏や首都圏等で開催し、住みたい、訪れたいまちづくりを進める。

また、定住の観点からも若者の住宅取得や空き家の利活用への支援を行う。

<地域コミュニティ、人材育成>

一人でも多くの住民が自ら進んで地域活動に参画できるようにするためには、すべての世代が互いに持てる力を出し合い、地域づくりを進めるとともに、人と人とのつながりをつくり、育てる活動への支援が求められる。

このため、地域コミュニティ組織が地域特性を踏まえ、主体的な地域づくりに取り組めるよう、地域住民の意識醸成を図り、若者の参加促進と地域リーダーなどとなる人材の育成、自治組織の支援を行う。

また、開かれた地域コミュニティを目指し、新たな転入者を受け入れる寛容性となじみやすい雰囲気づくりの必要性を啓発する。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

<公共施設等総合管理計画>

地域コミュニティ施設は、集い、憩い、学びなどの市民の身近な生活に関する施設分野である。地域事務所を併用する公民館などの地域の拠点的な行政施設と、地域単位の集会や研修の場として地域住民が主体に利用と管理を行っている施設に大別される。

地域の集会所や研修施設においては、施設そのものの移譲を含めて完全に地域で維持管理を行うことを基本とし、公民館などを含めた地域内での統合化により、効率的な施設配置を目指す。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

<農林水産業>

- ・飛騨牛、夏秋トマト、栗、なす等の農畜産物は、市場で高い評価を得ている。
- ・遊休農地面積は近年横ばいではあるが、増加してきた経緯もあり、農地の適正な維持と有効活用の促進が必要となっている。
- ・農業全般としては、経営力強化による農業所得の向上が課題となっている。
- ・野生鳥獣による農林作物等への被害は近年減少傾向ではあるが、地域が一体となって更なる対策に取り組むことが求められている。
- ・総農家数のうち約 91%が兼業農家となっている。また、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化している。

<商工業>

- ・本市の製造品出荷額等は令和元年度で 4,364 億円、県内第 4 位（令和元年度工業統計調査結果速報）であり、本市の経済活動と雇用を支える基幹産業となっている。
- ・学生の採用を希望する企業が増加する一方、地元企業の雇用条件が就職希望者の条件と一致しない状況が生じるなど、雇用のミスマッチ解消が課題となっている。
- ・リニア開業を背景とした一層の企業誘致活動の充実を図るとともに、雇用機会の拡充を図ることが重要となる。
- ・中心市街地の地域内定住人口が平成 24 年の 3,070 人から令和 2 年には 2,684 人に減少している。
- ・地域産業においては商店の減少などにより旧町村の中心的商業地域における活力低下が進んでおり、商業振興が大きな課題となっている。
- ・市街地活性化や定住対策の推進により、居住人口の増加、集客力向上、商業振興を一体的に促進することが求められている。

＜その他の産業の振興＞

・石材、木工業等に代表される地場産業は、長きにわたって本市の経済と文化両面において重要な役割を果たしてきた。しかし、近年は消費者ニーズの多様化、急激な技術革新や情報化、経済のグローバル化等を背景として厳しい経営環境が続いており、市場や経済情勢の変化に対応できる経営力の強化が求められている。

・食の地域資源を生かした製品の付加価値創出や既に市場で高い評価を受けている和菓子（栗きんとん）、日本酒については、今まで以上の特産品 PR やブランド化に取り組むことが求められている。

＜観光の開発＞

・名古屋圏と近接することから日帰り中心の観光形態となっており、観光行動における市内の滞在時間を延ばすことが課題となっている。また、観光施設の老朽化も進んでおり、ハードとソフトの魅力向上が求められている。

・本市の自然環境や歴史文化など、さまざまな観光資源の可能性を再検証し、魅力ある観光地づくりに取り組み、交流人口の増加を図ることが求められている。

・グローバル化の中で、郷土のことはもとより、外国など異なる歴史や文化、習慣、価値観等について理解を深めることができ、国際社会において活躍できる人材を育成することが必要となる。

(2) その対策

＜農林水産業＞

農地集積化の課題については、農地の確保と有効活用、農地利用集積の促進を図るため、耕作放棄地等の解消及び活用、農地の保全管理の促進などの事業に積極的に取り組むとともに、多様な担い手の確保と育成を図るため、後継者、新規就農者、集落営農組織、認定農業者及び法人経営体等に対する事業を展開する。また、農道、用水路等の土地改良施設整備による農業生産基盤の充実を図る。

特に、食育教育の一環である、地元産の農産物を活用した幼児期からの学校給食は、次世代の農業への理解を深め、担い手不足解消の一助となり、地産地消にもつながることから、推進を継続する。

また、生産コストの削減に取り組むとともに、鳥獣害対策の強化、環境に配慮した農畜産業の推進、地産地消及び地産外商の推進、販売戦略・ブランド力の強化、農業の6次産業化を進める。

これにより、生産者の農業に対する意欲と安全・安心な食糧生産と持続する農業の魅力を創出し、農業生産者の安定的な所得確保が保証される農業農村づくりを推進する。

このほか、里山整備も含めた当市独自モデル地域を設けるなど、農地や森林が作り出す美しい景観を整備する観点からもその保全に取り組む。

戦後、植林された人工林の多くが木材利用期を迎えつつある中、施業の低コスト化を図り、森林の境界明確化と間伐等の適切な森林整備を促進し、持続的な木材生産を進める。また、東濃松のブランド力を生かした産直住宅の推進など、木材関連産業の振興に取り組むことで持続可能な森林づくりと木材の循環利用を推進する。

一方、人材の育成については、林業技術者の確保と後継者育成に努めるとともに、次世代を担う子どもへの森林環境教育や市民及び都市部住民へのPR活動を推進する。

林道網については、木材搬出経費の削減と森林整備や林業活動の向上を図る上から、引き続き整備を進めるとともに、適切な維持管理を促進する。

このほか、里山林の公益機能の維持増進及び景観の保全を図り、里山や林業に関する啓発を進める。

<商工業>

若者の地元就職施策を促進し、大学生等への情報提供の充実と人材確保のための支援、人材育成環境の整備や勤労者福祉の支援などに取り組む。

一方、地元中小企業においては、大手企業・納入先企業の経営環境の影響を受けやすいこと、製品の営業や開発を行うことが難しいこと、技術提案や商品PRのための交流の機会が少ないことなどから、新分野へのチャレンジに向けた支援が必要となっている。このため、新分野への参入や新事業開発の取り組みの支援、地元中小企業による技術提案の場の創出による販路開拓などの支援に取り組む。

また、製造業をはじめとする工業分野全体の振興を図るため、各支援機関等との一層の連携強化による産業振興体制を構築し、販路拡大戦略の強化、再生可能エネルギーの活用促進、設備投資等への支援強化、中小企業間の交流の場づくりの推進、市内企業との連携、新技術や新商品、新たな業態へのチャレンジ支援などを促進する。

さらに、2027年のリニア駅等開業を見据え、中部車両基地（工場）に関連する企業の誘致等、千載一遇ともいえる産業振興機会を積極的に活用する。

中心市街地活性化基本計画の検証による効果的な取り組みの重点的な展開、イベントと連動した安定的な集客活動や集客力をもった個店づくり等を支援する。また、公共用地の利用と民間活力の活用を促進するため、にぎわい広場など中心市街地内にある公共資産を活用し、人が集まる施設の整備や、旧中山道の歴史資産や特産品である和菓子などとあわせ、新たな魅力として取り組んでいるご当地グルメなどを生かした交流人口増加策の推進、老朽施設の見直し、公共施設の活用、民間活力を利用した施設整備、集合住宅整備などによる定住人口増加策などの検討を進める。

一方、消費者である市民にとっては、大型商業施設の立地する市街地においては生活利便性の確保が図られているものの、周辺の山間地域等では、買い物の利便性確保が困難になっている地域も現れている。このため、各産業で連携したコミュニティ維持のための商業振興に取り組むとともに、買い物の利便性に関する地域格差の解消に向けた検討を行う。

2027年のリニア駅等の開業に向けて、岐阜県の東の玄関口としてふさわしい街として、商業基盤となる施設の整備と、中津川市の特産品ブランドの確立が求められる。このため、訪れた人が楽しめるような買い物観光ができる市街地整備、和菓子をはじめとする既存の特産品のPR、潜在特産品の発掘や新たな特産品開発とPRを行うとともに、特産品販売を促進するための商談会やセミナー、テストマーケティングの提供、インターネット活用による新たな販路開拓と情報発信に取り組んでいく。

<その他の産業の振興>

伝統的地場産業である石材・木工業においては、事業規模が零細で経営基盤が弱い。また、販路拡大も単独事業では難しいことから、石材、木工業の後継者の確保と需要拡大に向けた取り組みを支援する。

畜産業においては「飛騨牛」などの牛の飼育が盛んに行われているが、畜産業全般としては厳しい経営環境下にあることから、関係機関と連携し、経営改善活動や支援メニューの充実を図ることとする。

また、地域資源の活用による新たな特産品開発については、関係団体等との連携により、各種支援制度等を活用した事業化やブランド化を支援する。

さらに、地域資源に根ざした特色ある事業所の育成など未来型産業の振興を図るほか、地場産業の観光的価値を見出すなど多面的な事業の可能性を検討する。

このほか、地場産業の需要促進のための「産学官連携」活動を一層推進するとともに、産業間の連携を進める。

<観光の開発>

地歌舞伎と芝居小屋、中山道ゆかりの歴史、栗きんとん、付知峡、苗木城跡、馬籠などの観光資源を生かし、観光ブランドの形成、周辺自治体と連携した周遊観光コースの設定などの広域観光連携の推進、グリーンツーリズムなど自然、文化、人々との交流を楽しむ体験型観光プログラムの開発、訪問者のニーズ把握、外国観光客の誘致、おもてなし向上、観光施設の基盤整備、観光プロモーション活動などの取組を強化し、交流人口の拡大を目指す。

また、近年の世界的な人口構造や経済の状況変化による外国人観光客の増加を視野に入れて、国際観光都市を目指した外国人誘客観光への取組を推進しながら、リニア駅等開業を見据えた観光戦略の着実な取組を進める。

一方、第三セクターを含む観光施設については、老朽化した施設が多いなど、維持管理の改善が課題となっていることから、第三セクターの存続の検討に伴い、施設運用（存続）の方向性の検討を行う。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興	基盤整備	基盤整備促進事業(かんがい排水)	中津川市	山口 坂下
		県営中山間地域総合整備事業(やさか地区)	岐阜県	山口 坂下
		県単土地改良事業	中津川市	山口 坂下
		市単土地改良事業	中津川市	山口 坂下
		県単林道整備事業	中津川市	山口 坂下
	(9)観光又はレクリエーション	馬籠宿水路改修事業	中津川市	山口
		乙姫公園整備事業	中津川市	山口
		観光施設トイレ改修事業	中津川市	山口 坂下
		道の駅改修事業	中津川市	山口 坂下

(4) 産業振興促進事項

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、次の表のとおりとする。

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
旧山口村、旧坂下町の区域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日	

なお、現状と課題、課題を解決するために実施する事業の内容については、前記(1)から(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

<公共施設等総合管理計画>

農林業生産・普及施設は、農林業の発展を目的とする施設分野である。地域の産物を活用した加工品の製造と販売を行う農林業生産施設と、農業および林業の担い手を育成する農林業普及施設に大別される。

収益性を有する農林業生産施設は、施設そのものの移譲を含めた地域や団体での維持管理と運営の完全化を基本とする。

農林業普及施設は、将来の必要性を判断して適正な施設配置を目指す。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

- ・市全域で光ケーブル又は同軸ケーブルが敷設されているため、情報インフラは整備されている。
- ・これらの情報インフラを維持し、市内のどこに住んでも格差なく地上デジタル放送視聴が可能で高速情報通信サービスを受けられる環境を維持することが必要である。
- ・また、情報インフラを活用した住民サービスの向上が求められており、ソフトの導入などが必要となる。

(2) その対策

情報インフラを活用した住民サービスの向上のため、有効なソフト導入などの協議を進める。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

- ・リニア駅、中部車両基地（工場）の設置に伴い、本市における開発需要が高まることから、開発と自然環境や歴史的景観等との調和を重んじた指針となる都市計画や景観計画等を踏まえた計画的な土地利用が求められている。
- ・機能的で利便性が高く、安全な道路網の整備と計画的な維持管理が求められる。
- ・車社会の進展や超高齢化社会を背景として、交通弱者の移動手段の維持、確保を図ることが求められている。

(2) その対策

<道路等基盤整備>

リニア駅の開業に向けて、広域道路網の強化を図るため、濃飛横断自動車道や三河・東美濃連絡道路、また神坂 PA スマートインターチェンジの事業等について、国・県・関係市町村との連携による整備を推進する。

一方、地域内道路は、市民の日常生活に密着した生活道路であり、地域間の格差を解消するための社会基盤としての役割を果たす。このため、機能強化と安全性・利便性の向上のため、計画的な道路整備を推進する。

市道については、緊急性や安全性を最優先とし、計画的な改良を進める。

さらに、貴重な財産である伝統的な街並み等を有する地域においては、その風致を保持していくことが重要な課題となっている。このため、道路整備においても地域の歴史文化性景観に相応した形状となるよう検討する。あわせて、開発にあたっては地域の自然環境、生活環境、歴史文化環境に十分配慮して取り組むとともに、市民にとって交流の場や、憩いの場として大切な公園も、計画的に整備する。

<地域公共交通>

事業者とコミュニティバスの役割分担の明確化や事業者と連携した利用促進策の実施などの取組を進め、交通空白地の解消を進める。

路線バスについては、市北部在住の高校生にとって主要な通学手段となっているほか、学校のスクールバスを兼ねて運行している路線もある。通学のための交通手段としてだけでなく、高校生の就学機会の公平性を維持するためにも幹線としての路線バスの維持を図っていく。

一方、高齢化や過疎化の進展に伴い、通院や買い物等のための移動手段が確保できないケースが増加する懸念がある。このような高齢者等の交通弱者対策の充実を図るとともに、安全で持続可能なコミュニティバス運行形態の見直しを進める。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備、交通手段の確保 進	市町村道	道路新設改良事業	中津川市	山口 坂下
		交通安全施設設置事業	中津川市	山口 坂下
		県営中山間地域総合整備事業(やさか地区)	岐阜県	山口 坂下
	農道	農道整備事業	中津川市	山口 坂下

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

＜公共施設等総合管理計画＞

本計画で示した基本方針に則り、施設類型ごとに具体的な管理方針と取組を定めた個別施設計画を策定する。

既に計画を策定しているものについては、改めて見直しを行い、本計画との整合性を図るとともに、国全体の国土強靱化とインフラ長寿命化の体系の中で役割を果たすことができる計画とする。

点検及び診断のマニュアルを、施設類型ごとに作成する。

国及び岐阜県も、施設類型ごとに点検及び診断の要領、基準、マニュアル等を作成している。それらを参考にしつつ、本市の管理水準に適合した点検・診断マニュアルを作成する。

災害の発生時に損壊しないように耐震補強等の事前対策を施すことも需要だが、大規模災害に完全に対応することは困難で、ライフラインが止まった場合を想定した対策が必要となる。

ライフラインの速やかな復旧と、給水車など復旧までの代替手段の確保について計画とマニュアルを策定することで、災害発生時に市民の生活を守るために備える。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

＜住宅及び水の確保＞

・人口減少や高齢化の進展、さらには家族形態の変化や社会情勢の変化により市民の住宅へのニーズが多様化している。

・これまで若者・UI ターン者を受け入れるための市営住宅の整備・供給をしてきたが、既存市営住宅については、老朽化の進んだ住宅についての対策が必要となっている。

・本市の上水道は、ほぼ100%に近い普及率となっており、施設の維持管理及び更新が重要な施策となっている。これまで安全・安心で安定した水道水を供給するため、施設の適正な維持管理、水施設の整備等を計画的に進めてきた。

＜汚水及び廃棄物の処理＞

・循環型社会を支える基盤を良好な状態に保つための対応が求められている。

＜その他＞

- ・災害被害を最小化するうえで、地域の防災力の向上が重要となっている。
- ・台風の大型化、ゲリラ豪雨の多発等を踏まえた土砂流出防止対策、土砂災害防止対策が重要となっている。
- ・市内には未改修河川が多く残っていることから、整備を促進する必要がある。
- ・大規模地震発生に備えた住宅建築物及び橋梁の耐震化、既存施設の老朽化への対策が喫緊の課題となっている。
- ・本市の消防体制は、消防署と消防団により構成されている。多様化する災害に対応するため、人材の確保と育成、施設や設備の充実が求められている。
- ・犯罪件数が減少する一方、街頭犯罪が増加しており、治安の維持が課題となっている。
- ・高齢化の進展を背景に、高齢者の関与する交通事故件数が増加している。

(2) その対策

＜住宅及び水道水の確保＞

市域の人口減少対策として若者定住促進住宅の効果的な活用を図り、空き家情報の提供や支援制度等の充実を図るとともに、地域コミュニティの活性化につなげる。

既存市営住宅については、計画的な営繕や改修を進め、居住環境を向上させるとともに、老朽化住宅の長寿命化、取り壊しを行う。

また、公営住宅では、住宅の需要と供給のバランスを考慮して、公営住宅の質的な整備と量的な再編に取り組む。

水需要の動向把握と将来予測に努め、料金の適正化を図ることで、安定的な事業運営を行い、効率的な施設活用や、浄水施設を健全に保つための改良事業を計画的に推進する。

一方、簡易水道については、地域の実状に応じた対策を講じ、事業の効率化を図り、安定的な事業運営を推進する。さらに、安全で安心な水道水を確保するため、浄水施設の設備管理と計画的な維持活動に取り組む。

大規模地震対策としては、生活基盤の被害を最小限にするため、耐用年数が超過した水道施設の耐震化に取り組む。

＜汚水及び廃棄物の処理＞

ごみの資源化・減量化に向けた啓発やPR活動を強化するとともに、市民の声を聞きながらごみの有料化、ごみの処理手数料の見直しを進める。加えて、環境センターの延命化などの計画的な施設整備を進める。

また、警察や地域と連携して、不法投棄をさせないための仕組みづくりや、不法投棄防止の啓発を推進する。

＜その他＞

避難対策の強化を図るため、緊急情報伝達手段の確立や避難行動要支援者名簿への登録の促進、「避難所開設・運営マニュアル」策定、地域性を考慮した防災備蓄倉庫の設置、避難所の非常用電源の整備を進める。

このほか、応急復旧のマニュアルの整備検討、災害時相互応援協定の締結などを進め、地震、風水害や土砂災害に強いまちづくりに取り組む。

また、防災体制の充実のため、行政・自主防災組織・消防団の連携により、土砂災害・ため池のハザードマップを活用するなど災害危険箇所の情報共有化に努め、防災士の育成などにより地域の防災力の向上を図る。

さらに、災害に強い社会基盤をつくるため、治山事業、河川・砂防・ため池整備事業を推進するとともに、橋梁長寿命化計画に基づき修繕補修と耐震化を促進することにより、災害発災時の緊急輸送路の確保に努める。

特に、本市においては大規模地震の備えに万全を期す必要があることから、自助・共助・公助の考え方に立った、住宅の耐震診断の促進、耐震補強や家具転倒防止などへの支援などに取り組み、被害を少しでも小さくするための減災に取り組む。

消防署の消防、救急体制の維持、予防活動の推進、経年によって機能が低下した施設・設備の計画的な更新、消防団員が減少している昼間に災害対応できる団員の集中的な活動を可能にする器具庫の統廃合、消防団の新入団員の確保と育成に取り組むことで消防力の強化を図る。

また、救急出動の体制強化のため、高度な医療処置を行うことのできる救急救命士を計画的に養成し、救命率の向上を図る。

条例等の整備に基づく空き家、空き店舗対策に取り組むとともに、警察、関係機関と地域安全ボランティア団体などで相互に連絡、調整しながら、防犯活動の継続につながる支援を行う。

さらに、子どもや高齢者の防犯意識の向上を図るため、防犯教室等の充実を図る。また、危険な箇所への防犯灯設置など、犯罪を発生させない環境づくりを進める。

加えて、悪質な訪問販売や催眠商法、振り込め詐欺などによる消費者被害を防止するため、犯罪被害防止のための広報と啓発に取り組む。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境の整備	下水処理施設	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	中津川市	山口 坂下
	消防施設	消防施設整備事業	中津川市	山口 坂下
	その他	美しいまちづくり景観整備事業	中津川市	山口 坂下

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

<公共施設等総合管理計画>

市営住宅は、法律や施策に基づき、市が建設して賃貸する住宅施設で、今日では民間との役割分担と連携が期待される施設分野である。昭和40年代から50年代を中心に建設された低所得者向けの公営住宅と、近年に定住促進や林業振興などの施策に基づき建設された公営住宅外施設に大別される。

今後の住宅施策としては、供給主体を民間へ移行することを前提に、若者の市外流出防止

とU・Iターン確保に向け、若者定住促進住宅と地域優良賃貸住宅の整備に重点を置く。なお、建物棟数が多く延床面積も大きい公営住宅においては、入居者の需要や施設の安全性を視点として、施設の選択と集中による適切かつ計画的な維持保全と、用途廃止を目指す。

上水道施設は、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、「中津川市水道事業経営戦略」を策定し、施設の統廃合と長寿命化を進める。

下水道施設は、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、「中津川市下水道事業経営戦略」を策定し、計画的な改築更新と耐震化を進める。処理施設が多く、老朽化による維持管理費の増加と、それに伴う改築更新により財政的負担が増えることから、計画的な維持管理計画を策定する。また、今後は人口減少が予想され、処理場機器のダウンサイジングを図り、優先順位をつけて規模にあった改築更新を実施する。加えて、受益者負担の観点から適正な料金を見直し、収支のバランスを図る。

生活環境施設は、ごみの焼却及び処分や資源のリサイクルなど、生活環境の維持に不可欠な公共性の高い施設分野である。

環境センター、衛生センター及び火葬場など、単体で機能が発揮できる施設は、施設の集中と拠点化を行い、施設の統廃合を目指す。

なお、下水道施設は、維持管理計画策定にあたり処理施設の統廃合も検討する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

<子育て環境の確保>

・放課後児童クラブ、子育て支援センターについては、拠点施設の老朽化や未設置地区・校区への対応が求められている。特に子育て支援センターは、旧山口村の区域、旧坂下町の区域ともに未設置地区である。

・幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、本市では家庭や地域と一体になって幼児の健全育成に努めているが、幼稚園しかない地域、保育園しかない地域など施設配置の偏りによって、均等な幼児教育を提供する環境が十分でない状況にある。

・旧山口村の区域には山口幼稚園のみ、旧坂下町の区域には坂下保育園のみが配置された地域である。

・人口が減少する中でも世帯は増加しており、核家族化で子どもを家庭で保育することができない世帯や共働き世帯が増えていることから、特に未満児を主とした保育ニーズが急速に高まっているため、ニーズに対応できる体制づくりが喫緊の課題となっている。

<高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進>

・本市の平成27年における高齢者人口は24,383人（高齢化率30.9%）であり、平成22年の22,489人（高齢化率27.8%）から増加している。これに伴い、一人暮らし高齢者や認知症高齢者などの要援護高齢者も増加していることから、健康で生きがいを持ち、安心して生活できるための取組が重要となっている。

・旧山口村の区域の平成27年における高齢者人口は618人（高齢化率35.9%）であり、平成22年の598人（高齢化率32.7%）から増加、旧坂下町の区域の平成27年における高齢者人口は1,733人（高齢化率37.0%）であり、平成22年の1,653人（高齢化率33.1%）から増加している。

・高齢者の生きがいづくりの支援・介護予防を進めるとともに、地域の見守りや在宅での生活支援の取組の充実、医療・介護・福祉等の連携による地域包括ケアの推進が求められている。

・本市の家庭児童相談実件数、虐待件数、一時保護件数はともに増加傾向にあり、問題の早期発見、早期対応への体制強化、児童虐待死の発生予防が重要な課題となっている。

・本市の障害者手帳交付者は、令和2年3月現在4,792人（身体障害者手帳3,440人、精神障がい者保健福祉手帳633人、療育手帳719人）であり、近年、高齢化の進展や社会情勢の変化などにより増加している。その中で、障がいに対する理解を深めるとともに障がいの生活支援、就労支援、社会参画機会の拡充など、障がいのライフステージに応じたきめ細かな支援が求められている。

(2) その対策

<子育て環境の確保>

本市においては、従来から少子化対策として、結婚、出産、子育て、教育、働く場の充実に向け取り組んできた。引き続き、子どもの成長段階に応じた施策間における、一層の連携強化を図る。

また、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援の充実を図る。

放課後児童クラブ、子育て支援センターについては、計画的な施設整備を検討し、子どもたちが放課後を安全安心に過ごすことができる居場所づくりの充実を図る。

母子保健では、妊娠期や乳児期からの不安解消や、子育てに悩む保護者が子どもを健やかに育てていくことができるように、「母性を守る」、「保護者の育児能力の向上」、「育児しやすい家庭や地域の環境づくり」の取り組みを進め、生涯にわたる健康づくり活動の継続を目指す。

親となる心構えを含めた安全な妊娠・出産への支援、保護者の育児力向上を目指した子どもの健やかな成長発達への支援、子どもの頃からの生活習慣病予防、命の教育を含めた思春期からの健康づくり、子どもの感染症予防への取り組みを関係機関と連携し推進する。

幼保施設は、民間との協力体制のもとすべての子どもたちに等しい幼児教育・保育サービスを提供できるような受入体制づくりや施設整備を進め、保護者のニーズに応える子育て支援の充実を図る。

また、適切な集団規模を確保するための施設配置の見直しや、幼稚園と保育園それぞれにないものを補う幼保一体化の検討を進めるとともに、運営面において民間にできるところは民間へ移行し、公立が担うべき中山間地域における保育や手厚い支援が必要な児童の保育などは公立が担う形の機能分担と効率化を図る。

<高齢者福祉>

高齢者が地域のなかで生涯を通じていきいきと暮らしていくためには、若い頃からの健康づくり活動への参加等による健康寿命の延伸や、要介護状態の発症予防や重症化予防に取り組むことが求められている。このため、介護予防も含めた高齢者の健康づくりを促進するとともに、老人クラブ・シルバー人材センターの支援などを通じて、生きがいを進める。

また、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯などを地域で見守り、支援の仕組みづくり、移送サービス、高齢者の家庭生活支援、ボランティア育成など高齢者の在宅支援の充実を図る。

認知症対策としては、認知症予防の重要性に関する普及啓発や認知症みまもりのお仕事の充実など、認知症予防と認知症高齢者への支援を行う。

介護保険サービスにおいては、介護支援専門員の資質向上、包括的・継続的なケア体制の構築など支援体制の充実、居宅介護サービス、施設・居住系サービスの適正利用の推進、介護給付の適正化の推進など、一人ひとりにあった介護サービスの充実を図る。

さらに、地域包括支援センターを中心とした相談体制充実や地域総合医療センターの体制強化などにより、地域包括ケアを推進する。

また、地域全体で支えあう持続可能な福祉社会を実現するため、自助・共助・公助の考え方にに基づき、制度に基づくサービスと関係団体や地域が提供するサービス等を組み合わせた仕組みづくりを進める。

<児童福祉>

要保護児童・DV 防止対策地域協議会の開催（予防対策・早期発見・ネットワークの充実）、必要に応じたケース検討会議による情報共有、支援方針、早期発見・虐待重症度の尺度（リスクアセスメント）の普及、関係各機関との連携強化などに取り組む。

ひとり親家庭に関する相談件数も増加傾向にあり、相談内容も複雑化しているなど、ひとり親家庭の父親・母親の生活・養育不安の解消が必要となる。このため、専門機関との連携強化による適切な指導、助言等の実施、ひとり親世帯の経済的安定を図るため、母子寡婦福祉資金貸付金制度、高等技能訓練等促進費等支給事業や母子家庭自立支援教育訓練給付金事業の普及と利用促進及び父子家庭への適用拡大など、ひとり親家庭の自立支援に取り組む。

発達に心配がある児童については、発達支援センター等の通所児の増加により、施設の収容能力超過が懸念されている。このため、施設の充実や、健康医療、発達相談との連携強化、相談支援体制の一本化などによる早期発見・早期療育を促進するとともに、相談支援専門員の資格者育成を長期的に行うなど、計画的な専門人材の確保に取り組む。

また、子どもたちが健康に過ごすことができるよう、乳幼児医療費の負担の軽減に取り組み、子どもの健康推進を図る。

<障がい者福祉>

障がい者の「育つ・学ぶ・働く」を大切にする施策を推進することが必要となる。このため、障がい種別やライフステージに応じたきめ細やかなサービスを提供するとともに、障がい者を支援する施設の充実、障がい者に対する理解を深める交流機会の拡充、地域との協働・ボランティアの育成など障がい者が安心して地域で暮らすことのできる環境づく

りに取り組む。

また、障がい者が生きがいを持って生活できるよう、雇用促進や就労支援、相談体制の充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動への参加を促進する。加えて、障がい者福祉を担う専門性を有する人材の育成・確保に取り組む。

<地域福祉・社会保障>

増加するひとり暮らし高齢者など要援護者への支援や、児童虐待といった新たな課題への対応が地域社会にも求められている。このため、地域福祉の重要性の理解促進と意識醸成を図るとともに、地域の課題解決に向けて、地域全体で支え合う「共助」によるまちづくりの担い手育成、地域福祉人材の確保とネットワークづくりが課題となっている。

こうした地域社会の課題の解決に向け、支え合い活動を一層活発化させ、行政と地域が一体となった施策を進める。

また、地域で健康かつ文化的な生活を送るため、医療や生活支援、就労支援などの取り組みを推進する。

社会保障制度のうち国民健康保険については、制度の市民への周知・啓発に努め、医療費の適正化と保険料の収納率の向上に努め、国保財政の安定的運営を目指す。

また、生活保護については適切な運用を図るとともに、制度の意義について正しい理解を促進し、要保護世帯の自立に向けた支援を進める。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	認定こども園	認定こども園化推進事業	中津川市	山口 坂下
	高齢者福祉施設運営事業	高齢者福祉施設運営事業	中津川市	山口 坂下

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

<公共施設等総合管理計画>

健康福祉施設は、高齢者、障がい者、児童および母子への福祉や介護など、社会的需要の増加が今後より一層見込まれる施設分野である。給付を伴う支援などの窓口として行政が事業主体となるべき施設と、介護福祉業務などの民間の経営手法によるサービス向上が期待できる施設に大別され、行政と民間の効率的な役割分担と連携が求められる。

指定管理者制度への移行が進む介護福祉サービスを提供する施設においては、施設の完全民営化を第一の目標とし、現在のサービス水準の維持に配慮しつつ、地域内で施設を統合して機能の拠点化と複合化を行うことで、サービス水準の向上を目指す。

幼稚園と保育園においては、一部公立保育園の民営化に取り組み、公共性を維持しつつ、民間にできることは民間へ移行し、機能の分担と効率化を図る。また、幼児教育および保育に必要な集団規模を検証し、少子化傾向を見据えて適正な施設配置を検討する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

・高齢化の進展やライフスタイルの変化に伴い、生活習慣病の増加等医療への需要が増大している。適切な医療サービスを提供するとともに、自らの健康づくり、疾病の予防・早期発見・重症化予防を促す仕組みづくりが重要となる。

・地域医療の確保のため公立の病院・診療所の健全な経営を目指し、経営改善に取り組むとともに、医師等医療スタッフの確保対策を進める必要がある。

・地域で必要とされる医療サービスを提供するためには、医療機関の役割分担や連携により、地域の限られた資源を有効に活用しつつ効果的な医療供給体制を構築することが重要となる。

(2) その対策

医療機能の役割分担や連携体制を構築し、地域格差の少ない医療体制の実現を図るとともに、患者や医療関係者の理解を深めるよう努め、医療機関の役割分担と連携の強化により地域の限られた医療資源を有効に活用し、効率的な医療提供体制づくりに取り組む。

公立病院と診療所については、大学、医局などの教育・研究・研修の場を提供するなどして医療スタッフを確保するとともに、医療環境の整備を計画的に推進し、市民に安定した医療を提供し持続可能な経営を実現するため、公立病院等の役割（機能）分担と連携強化、財務状況の健全化に取り組む。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 医療の確保	診療施設	坂下診療所 機器設備等更新事業	中津川市	坂下
	その他	坂下老人保健施設 機器設備等更新事業	中津川市	坂下

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

・本市では基礎学力の向上等に積極的に取り組んでおり、引き続き児童生徒の学力向上を図ることが求められる。

・本市の平成27年における年少人口は10,093人（年少人口割合12.8%）であり、平成22年の11,086人（年少人口割合13.7%）に比べて減少している。これに伴い、市内の小学校、中学校、高校の児童・生徒数も平成22年の9,118人が、平成27年には8,376人まで減少（減少742人）しており、学校規模の適正化等、実態を踏まえた公平で安全な教育環境づくりが重要な課題となっている。

・旧山口村の区域の平成27年における年少人口は180人（年少人口割合11.7%）であり、平成22年の203人（年少人口割合12.3%）に比べて減少している。旧坂下町の区域の平成27年における年少人口は543人（年少人口割合10.8%）であり、平成22年の618人（年少人口割合12.4%）に比べて減少している。

・生活様式や価値観の多様化などを背景として、地域内や世代間のつながりの希薄化という現状や、目指していく住民自治の実現に向けて、公民館を中心にした地域づくり型生涯学習に取り組むことが必要となる。

・核家族化の進行等により、家庭教育力の低下や地域社会での孤立化が増えてきており、家庭教育の支援に取り組むことが必要となる。

・市民一人ひとりが教養を深め、知的で心豊かな生活をおくり、また社会に対応していく能力を身に付けるために、市民が等しく享受できる読書活動の推進が必要となる。

・市民がライフステージに応じたスポーツ活動に参加できる環境の充実と、スポーツ意識の高揚を図ることが必要となる。

(2) その対策

子どもたちの基礎学力向上のため、学校での学習と家庭での学習を継続して行い、学校教育の充実に取り組みながら、子どもたちが学習に集中できる環境づくりを進める。

また、学校規模等適正化基本計画に基づき、小中学校の適正配置を地域とともに進める。

学校施設の安全性の向上については、地域社会における防災拠点、コミュニティ拠点としての役割も持っていることから、地域における人口の推移を踏まえ適切な施設改修や老朽化対策について計画的な推進を図る。

あわせて家庭や地域と学校の連携をさらに強化し、ふるさとの価値を知る郷土教育、心身ともにたくましく心豊かな子どもたちを育む食育活動、自他の命の尊さを学ぶ「命の教育」、読書に親しむ「絆プラン」、家庭での学習習慣を身に付けることを目指した「学力アッププログラム」、幼稚園・保育園から小学校への就学、小学校から中学校への進学がスムーズにできるような連携体制の構築などを積極的に推進する。

人々の生活様式や価値観の多様化などを背景として、本市においても、人と人とのつながりや地域のつながりの希薄化が懸念されている。一方で、東日本大震災以後の地域社会のあり方として、絆の重要性が再認識されている。

本市においては、人と地域のつながりが実感できるまちを目指し、公民館を拠点とした地域づくり型生涯学習の充実を図るための機能向上と人材育成に取り組む。公民館施設等の耐震化や市民との協働による参画型の運営体制を検討するとともに、いきいきとした人づくりと生涯学習のまちづくりを推進する。

また、親が身近な人から子育てを学び、助け合いの機会を増やすため、地域や保護者と連携しながら、妊娠期から学童期までそれぞれの時期に応じた家庭教育支援に取り組むとともに、地域ぐるみで青少年育成活動の充実を図る。

加えて、一人ひとりが尊重され、学び合い、自己実現を図ることのできる社会を目指し、「中津川市民読書基本条例」を掲げるまちとして、市民が、誰でも、いつでも、どこ

でも読書に親しめるように、読書活動の推進と図書館のネットワークの充実や図書館施設の整備を図る。

スポーツにおいては、個人、団体等の自主的な活動を推進するための支援や施設の充実を図り、スポーツ活動を通して地域コミュニティづくりを進める。市民のそれぞれのライフステージにおけるスポーツ活動の推進や、障がい者のスポーツ活動推進のための環境の充実、総合型地域スポーツクラブの支援等、1市民1スポーツによる健康づくりに取り組む。

子どもたちのスポーツ活動を促進し豊かな心を育む取組や、関係団体との連携により、スポーツに親しむ機会、触れる機会を提供し、競技スポーツでは競技力向上と人材の育成を図る。

スポーツ施設については良好な環境整備を行うとともに、拠点施設の管理運営に市民が参画することで、より一層のスポーツ活動の活性化を推進する。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	学校教育関連施設	学校施設改修事業	中津川市	山口 坂下
		教員住宅維持管理事業	中津川市	山口 坂下
	集会施設、体育施設等	公民館機能強化事業	中津川市	山口 坂下
		スポーツ施設改修事業	中津川市	山口 坂下

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

＜公共施設等総合管理計画＞

学校教育施設は、小学校、中学校、幼稚園および保育園などの教育施設と、これらに関連する施設で、市有施設の中で最大の延床面積を有するとともに、対象者数の減少が見込まれる施設分野である。小学校、中学校、幼稚園および保育園は、地域生活と密接な関係を有するとともに、民間施設との関係など、公共が担うべき役割や度合いが地域により異なる。

小学校と中学校においては、地域の人口集中状況などによって学校規模に差異があり、過小規模や大規模校の改善が課題となっていることから、地域の実情に合わせて、地域とともに学校規模の適正化を目指す。

幼稚園と保育園においては、一部公立保育園の民営化に取り組み、公共性を維持しつつ、民間にできることは民間へ移行し、機能の分担と効率化を図る。また、幼児教育および保育に必要な集団規模を検証し、少子化傾向を見据えて適正な施設配置を検討する。

なお、施設の老朽化や衛生管理上の課題を有する給食調理場については、学校規模等適正化基本計画との整合性を図りつつ、地域性等を考慮して、施設の統廃合を目指す。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

- ・地域自治組織の高齢化や人材が不足しており、地域活動を担う人材育成や若者の参加、また、市民活動団体のネットワーク化などが課題となっている。
- ・地域コミュニティは、まちづくりの基盤としてその役割がますます重要になっている。
- ・本市の自治組織は、令和3年4月現在15の地域自治組織のもと165区、712町内会により構成されているが、地域を担う人材（リーダー）の不足、地区の規模格差、人口減少や高齢化、若年層の地域コミュニティ活動への関心低下などを背景として、担い手の世代交代の停滞等が課題となっている。
- ・令和3年4月現在、旧山口村の区域の自治組織は4区、13町内会、旧坂下町の区域の自治組織は10区、30町内会で構成されている。
- ・一方、地域づくり協議会については、令和3年4月現在13地域で設置され2地域が未設置となっている。また、設置されている地域であっても、自主・自立型の運営や地域活動を十分行えるだけの体制が整っていない状況にある。
- ・旧山口村の区域には、山口まちづくり協議会、馬籠地域づくり推進協議会、旧坂下町の区域には、坂下まちづくり協議会が開設されている。
- ・馬籠地域づくり推進協議会は、神坂地区の神坂活性化推進協議会との統合を目指している。

(2) その対策

一人でも多くの住民が自ら進んで地域活動に参画できるようにするためには、すべての世代が互いに持てる力を出し合い、地域づくりを進めるとともに、人と人とのつながりをつくり、育てる活動への支援が求められる。

このため、地域コミュニティ組織が地域特性を踏まえ、主体的な地域づくりに取り組めるよう、地域住民の意識醸成を図るとともに、若者の参加促進と地域リーダーとなる人材の育成、組織の体制づくりのための支援を行う。

また、開かれた地域コミュニティを目指し、新たな転入者を受け入れる寛容性となじみやすい雰囲気づくりの必要性を啓発する。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	過疎地域集落再編整備	県単集落環境整備事業	中津川市	山口 坂下

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

<公共施設等総合管理計画>

(再掲) 地域コミュニティ施設は、集い、憩い、学びなどの市民の身近な生活に係る

施設分野である。地域事務所を併用する公民館などの地域の拠点的な行政施設と、地域単位の集会や研修の場として地域住民が主体に利用と管理を行っている施設に大別される。

地域の集会所や研修施設においては、施設そのものの移譲を含めて完全に地域で維持管理を行うことを基本とし、公民館などを含めた地域内での統合化により、効率的な施設配置を目指す。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

・馬籠宿に代表される中山道史跡や街並み景観、また伝統芸能などの貴重な有形・無形の歴史文化の保存・継承と活用を図り、個性豊かで魅力ある地域文化の振興に取り組むことが重要となる。

・多様な市民文化活動を促進し、新たな市民文化が育つ環境の充実が求められている。

・市内の博物館や文化施設を活用し、ふるさとゆかりの文化人や当地特有の歴史・文化をテーマとする交流環境の充実が求められている。

(2) その対策

地域固有の貴重な歴史文化を生かしたまちづくりは、まちの個性を高めるとともに、市民のふるさと意識と誇りを醸成し、潤いのある地域社会の基盤となる。

このため、地歌舞伎をはじめとする伝統芸能の伝承支援を行い、貴重な本市の無形伝統文化財の保護と担い手の育成を通じた継承に取り組むとともに、明治座や常盤座、蛭子座など他にはない地域特有の芝居小屋を文化資源として整備活用する。

有形文化財の保存・保護については、苗木城跡、中山道や東山道、飛騨街道をはじめとする地域の魅力を高める歴史文化資源の保存と活用を促進し、郷土資料の調査とデータベース化、公開の取り組みを進める。

また、これらふるさとの有形、無形の文化財への愛着を深め、その活動とともに、観光資源として有効活用する。

多様で創造的な文化・芸術活動の振興については、市民にとって身近な文化・芸術活動の母体となっている各地域の文化活動の支援を行うとともに、将来を担う子どもたちをはじめ、文化を育む人材育成に取り組み、地域文化のさらなる振興と新たな発掘を図る。

さらに、文化活動の拠点となる文化施設の安全安心な環境整備や利用を推進するとともに、民間活力の活用や市民の運営参画機会を確保するなど、効率的で効果的な施設運営体制を構築する。

本市の貴重な自然、歴史、文化を伝えていくため、美術館・博物館等の運営の充実と、美術館機能を有する施設の整備を図りながら、前田青邨、熊谷守一、島崎藤村等の各界を代表する郷土の文化人を市内外に顕彰し、地域性豊かな歴史文化や先人の功績を確実に次世代に伝えていく。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 地域文化の振興等	地域文化振興施設等	世界遺産登録推進事業	中津川市	山口

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

＜公共施設等総合管理計画＞

広域交流施設は、スポーツ、観光、レクリエーション、文化、芸能、芸術などの地域に加え広域的な利用が見込まれる施設分野である。自然環境を活かした施設や建物単体の施設など、幅広い施設機能と形態を有する施設分野となっている。

収益性を有し、指定管理者制度が実施されている施設においては、完全民営化を第一の目標とし、行政が事業主体となるべき公共性の高い施設とともに、類似用途間での統合を行い、施設の選択と集中による機能及び魅力の向上を目指す。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

・恵那山、木曾川上流域をはじめとする貴重な自然環境、多様な生態系を守っていくことが求められている。

・エネルギー資源の地産地消を進めるため、小水力発電、木質バイオマスなど自然エネルギー・再生可能エネルギーの推進が求められている。

(2) その対策

豊富な水と森林資源に恵まれた本市では、小水力発電、太陽光発電の推進、木質バイオマスなどの地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入に取り組む。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 再生可能エネルギーの利用の促進	その他	自然エネルギー活用推進事業	中津川市	山口 坂下

13 事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	過疎地域持続的 発展特別事業	中津川に住もうサポート事業	中津川市	山口・坂下 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		姉妹都市交流事業	中津川市	山口 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		ごへー祭り	山口まちづ くり協議会	山口 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		街道祭り	馬籠ルネッサン ス実行委員会	山口 当該事業の効果が将来にも及ぶ
3 産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業	馬籠観光協会補助事業	中津川市	山口 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		やさか観光協会補助事業	中津川市	坂下 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		木曾観光連盟補助事業	中津川市	山口 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		多面的機能支払交付金事業	中津川市	山口・坂下 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		中山間地域等直接支払交付金	中津川市	山口・坂下 当該事業の効果が将来にも及ぶ
5 交通施設の 整備、交通手 段の確保	過疎地域持続的 発展特別事業	地域交通推進事業	中津川市	山口・坂下 当該事業の効果が将来にも及ぶ
6 生活環境の 整備	過疎地域持続的 発展特別事業	消火栓ホース・ 格納箱更新事業	中津川市	山口・坂下 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		消防団消防自動車更新事業	中津川市	坂下 当該事業の効果が将来にも及ぶ
7 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	過疎地域持続的 発展特別事業	生活困窮者自立支援事業	中津川市	山口・坂下 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		地域子育て拠点事業 子育て支 援センター開所	中津川市	坂下 当該事業の効果が将来にも及ぶ
8 医療の確保	過疎地域持続的 発展特別事業	坂下診療所運営事業	中津川市	坂下 当該事業の効果が将来にも及ぶ
9 教育の振興	過疎地域持続的 発展特別事業	介護福祉士修学資金貸付事業	中津川市	坂下 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		遠距離通学事業 (スクールバス)	中津川市	山口・坂下 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		講習会、各種学級・教室開催 社会体育振興	中津川市	山口・坂下 当該事業の効果が将来にも及ぶ
10 集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業	集落支援員事業	中津川市	山口・坂下 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		地域一括交付金事業	中津川市	山口・坂下 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		がんばる地域サポート事業	中津川市	山口・坂下 当該事業の効果が将来にも及ぶ
11 地域文化の 振興等	過疎地域持続的 発展特別事業	無形民俗文化財保護事業	中津川市	坂下 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		歌舞伎保存会等事業	中津川市	坂下 当該事業の効果が将来にも及ぶ